

総情上第100号  
令和2年12月16日

各総合通信局長 殿  
(放送部(北海道、信越、北陸及び四国総合通信局にあつては情報通信部))  
沖縄総合通信事務局長 殿  
(情報通信課)

情報流通行政局長

総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビジョン放送用可搬型  
送信設備の運用について(通達)の一部改正について(通知)

標記について、別紙のとおり総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビ  
ジョン放送用可搬型送信設備の運用について(通達)(平成31年総情上第41号)  
の一部を改正したので通知します。